

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第16号

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟市規則第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第1条中「新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟市条例第50号。以下「番号法条例」という。）」を「条例」に改め、「第77条第1項」の次に「、第77条の2第1項」を加え、同条第1号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付等の支給に関する情報」を「医療保険給付関係情報」に改め、同条第7号中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改め、同条第9号中「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同条第10号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）」を「住民票関係情報」に改め、同条第13号中「介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付の支給に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同条第15号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「

特別児童扶養手当等関係情報」という。)」を「特別児童扶養手当関係情報」に改め、同条第16号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付の支給の実施に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新潟市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2条中「番号法条例」を「条例」に、「同項」を「同表の2の項」に改め、同条第1号中「生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」を「生活保護関係情報」に改め、同条第4号中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第3条から第8条までの規定中「番号法条例」を「条例」に改める。

第9条中「番号法条例」を「条例」に、「同項」を「同表の9の項」に改める。

第10条中「番号法条例」を「条例」に改める。

第11条中「番号法条例」を「条例」に改め、同条第4号中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第12条中「番号法条例」を「条例」に改め、同条第4号中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第13条中「番号法条例」を「条例」に改める。

第14条から第17条までの規定中「番号法条例」を「条例」に、「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第18条から第33条までの規定中「番号法条例」を「条例」に改める。

第34条中「番号法条例」を「条例」に改め、同条第4号中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第35条中「番号法条例」を「条例」に、「「条例」」を「「市営住宅条例」」に改め、同条第1号中「条例第16条第1項」を「市営住宅条例第16条第1項」に、「条例第31条第1項」を「市営住宅条例第31条第1項」に、「条例第34条第1項」を「市営住宅条例第34条」に改め、同号ア中「条例第3条第1項第4号」を「市営住宅条例第3条第4号」に、「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳又は知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される療育手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同条第2号及び第3号中「条例」を「市営住宅条例」に改める。

第39条中「番号法条例」を「条例」に改め、同条第6号中「特別児童扶養手当等関係情報」を「特別児童扶養手当関係情報」に改め、同条第7号中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同条を第40条とする。

第38条中「番号法条例」を「条例」に改め、同条を第39条とする。

第37条中「番号法条例」を「条例」に改め、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」の次に「

平成6年法律第30号。」を、「第77条第1項」の次に「、第77条の2第1項」を加え、同条を第38条とする。

第36条中「番号法条例」を「条例」に改め、「第77条第1項」の次に「、第77条の2第1項」を加え、同条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

第36条 条例別表第1の36の項の規則で定める事務は、新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成3年新潟市規則第13号）第4条、第7条又は第11条の規定による申請等の受理、当該申請等に係る事実についての審査又は当該申請等に対する応答に関する事務とし、同表の36の項の規則で定める特定個人情報、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る児童に係る障害者関係情報
- (2) 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る生活保護関係情報
- (3) 当該申請を行う者、当該者の配偶者、当該者と生計を一にする扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る地方税関係情報
- (4) 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (5) 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る外国人生活保護措置関係情報
- (6) 当該申請を行う者、当該申請に係る児童又は当該者若しくは当該児童と3親等以内の親族に係る医療保険給付関係情報

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。